



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年7月30日金曜日 第228号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 998  
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 999  
 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（障がい福祉課）...1001

## 告 示

救急病院の協力申出.....（医療対策課）...1002  
 落札者等の告示.....（薬務衛生課）...1002  
 くるまぐる（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）...1002  
 建設業者の営業の停止命令.....（土木管理課）...1002  
 建設業者の許可の取消し（2件）.....（東予地方局管理課、南予地方局管理課）...1002  
 道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....（南予地方局愛南土木事務所）...1003  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1003

## 訓 令

愛媛県処務細則及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（人事課）...1004  
 愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（薬務衛生課）...1007

## 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則.....（教育総務課）...1015  
 技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....（高校教育課）...1016

## 人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則（2件）.....（人事委員会事務局）...1019

## 公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程及び愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）...1028  
 愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（ " ）...1032

## 公営企業公告

HCU生体情報モニタリングシステムの購入.....（公営企業管理局総務課）...1041  
 人工心肺装置の購入.....（ " ）...1042

## 正 誤

令和3年7月16日付け第224号愛媛県告示第933号（指定自立支援医療機関の指定）中.....（障がい福祉課）...1043

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第66号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(企画振興部各課の所掌事務)</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 スマート行政推進課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第8号及び第9号の事務は、総務事務改革室が所掌する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>庶務事務システムに関すること。</u></p> <p>7 省略</p>	<p>(企画振興部各課の所掌事務)</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 スマート行政推進課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第8号_____の事務は、総務事務改革室が所掌する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>7 省略</p>

**附 則**

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

○愛媛県規則第67号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則及び愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

**第1条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下「令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)(<u>医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品(治験使用薬物等を含む。)</u>であつて、<u>専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係る部分を除く。</u>)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可又は登録の更新申請書の提出期間)</p> <p><b>第3条</b> 省令第23条第1項、第30条第1項、<u>第34条の7第1項、第114条の6第1項、第114条の13第1項、第137条の6第1項及び第185条第1項の規定による許可又は登録の更新申請書の提出は、許可又は登録の有効期間満了1箇月前までにするものとする。</u></p> <p><b>第1号様式(第4条関係) 配置従事届</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">届出者 _____</p> <p>省略</p> </div>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下「令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)<u>_____</u></p> <p>_____の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可又は登録の更新申請書の提出期間)</p> <p><b>第3条</b> 省令第23条第1項、第30条第1項_____、第114条の6第1項、第114条の13第1項、第137条の6第1項及び第185条第1項の規定による許可又は登録の更新申請書の提出は、許可又は登録の有効期間満了1箇月前までにするものとする。</p> <p><b>第1号様式(第4条関係) 配置従事届</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">届出者 _____</p> <p>省略</p> </div> <p>備考1 用紙の大きさは、官製ハガキ大とすること。</p> <p>2 記名押印に代えて署名することができる。</p>

(愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成27年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療等の用途)</p> <p><b>第2条</b> 条例第13条ただし書の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第69条第4項及び第6項の試験の用途</p> <p>(3)~(5) 省略</p>	<p>(医療等の用途)</p> <p><b>第2条</b> 条例第13条ただし書の規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第69条第4項及び第5項の試験の用途</p> <p>(3)~(5) 省略</p>

**附 則**

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

2 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)~(40) 省略</p> <p><u>(41) 省略</u></p> <p><u>(42) 省略</u></p> <p><u>(43) 省略</u></p> <p><u>(44) 省略</u></p> <p><u>(45) 省略</u></p> <p><u>(46) 省略</u></p> <p><u>(47) 省略</u></p> <p><u>(48) 省略</u></p> <p><u>(49) 省略</u></p> <p><u>(50) 省略</u></p> <p><u>(51) 省略</u></p> <p><u>(52) 省略</u></p> <p><u>(53) 省略</u></p> <p><u>(54) 省略</u></p> <p><u>(55) 省略</u></p> <p><u>(56) 省略</u></p> <p><u>(57) 省略</u></p> <p><u>(58) 省略</u></p> <p><u>(59) 省略</u></p> <p><u>(60) 省略</u></p> <p><u>(61) 省略</u></p> <p><u>(62) 省略</u></p> <p><u>(63) 省略</u></p> <p><u>(64) 省略</u></p> <p><u>(65) 省略</u></p> <p><u>(66) 省略</u></p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)~(40) 省略</p> <p><u>(41) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和36年愛媛県規則第44号)第1号様式</u></p> <p><u>(42) 省略</u></p> <p><u>(43) 省略</u></p> <p><u>(44) 省略</u></p> <p><u>(45) 省略</u></p> <p><u>(46) 省略</u></p> <p><u>(47) 省略</u></p> <p><u>(48) 省略</u></p> <p><u>(49) 省略</u></p> <p><u>(50) 省略</u></p> <p><u>(51) 省略</u></p> <p><u>(52) 省略</u></p> <p><u>(53) 省略</u></p> <p><u>(54) 省略</u></p> <p><u>(55) 省略</u></p> <p><u>(56) 省略</u></p> <p><u>(57) 省略</u></p> <p><u>(58) 省略</u></p> <p><u>(59) 省略</u></p> <p><u>(60) 省略</u></p> <p><u>(61) 省略</u></p> <p><u>(62) 省略</u></p> <p><u>(63) 省略</u></p> <p><u>(64) 省略</u></p> <p><u>(65) 省略</u></p> <p><u>(66) 省略</u></p> <p><u>(67) 省略</u></p>

- (67) 省略
- (68) 省略
- (69) 省略
- (70) 省略
- (71) 省略
- (72) 省略
- (73) 省略
- (74) 省略
- (75) 省略
- (76) 省略
- (77) 省略
- (78) 省略
- (79) 省略
- (80) 省略
- (81) 省略

- (68) 省略
- (69) 省略
- (70) 省略
- (71) 省略
- (72) 省略
- (73) 省略
- (74) 省略
- (75) 省略
- (76) 省略
- (77) 省略
- (78) 省略
- (79) 省略
- (80) 省略
- (81) 省略
- (82) 省略

○愛媛県規則第68号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（技術的読替え）			（技術的読替え）		
<p><b>第2条</b> 条例第4条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p><b>第2条</b> 条例第4条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略			省略		
第203条第3項	基準	<u>愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第49号）</u>	第203条第3項	基準	<u>愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第47号）</u>

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

告示

○愛媛県告示第974号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
松山まどんな病院	松山市喜与町1丁目7-1	社会医療法人真泉会	令和6年7月19日まで

○愛媛県告示第975号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県立衛生環境研究所移転等業務 一式	愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年7月2日	日本通運株式会社松山支店 愛媛県松山市須賀町6番33号	204,600,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定による

○愛媛県告示第976号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐる（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量（令和3年3月愛媛県告示第425号）を次のとおり変更した。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

7月から9月まで	1.0トン	3.9トン
10月から12月まで	1.0トン	1.0トン
1月から3月まで	1.6トン	1.6トン
総計	6.6トン	6.6トン

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前		変更後	
		変更前	変更後	変更前	変更後
愛媛県くろまぐる（小型魚）漁業	4月から6月まで	3.0トン	0.1トン		

○愛媛県告示第977号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	停止を命じた営業の範囲	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般-29)第16224号	平成29年12月18日	株式会社アイテック	出海 純子	伊予郡松前町大字浜773-1	令和3年7月19日	土木工事業の営業のうち、公共工事に係るもの 注「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。	令和3年7月30日から11月26日まで（120日間）	株式会社アイテックの元代表取締役は、松前町が令和元年8月16日に一般競争入札を執行した道路改築工事に関し、町担当職員から予定価格の算出根拠となる材料単価が市販の書籍に記載された金額であることや、積算した金額が予定価格に近接している旨の教示を受け、同工事を落札させたとして、公契約関係競争入札妨害の罪により、令和2年9月1日付けで懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同月16日、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

○愛媛県告示第978号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第14912号	平成29年1月30日	(株)ジャイロ	服藤 四郎	今治市朝倉下甲54	令和3年6月3日	土木事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般-30)第17205号	平成30年8月12日	(株)ヤマト不動産	山下マスミ	西条市三津屋南8-33	令和3年6月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般-28)第7737号	平成28年7月24日	(有)森電気工業所	森 博昭	西条市小松町新屋敷甲30-4	令和3年6月10日	機械器具設置工事業	建設業の廃止(一部)
(般-28)第17735号	平成28年6月14日	(有)ASAHIプラント管工	越智 旭	今治市南鳥生町4-1-35	令和3年6月11日	管工事業	建設業の廃止
(般-2)第18519号	令和2年8月27日	北斗工業(株)	長谷部晴紀	今治市常盤町6-7-3	令和3年6月29日	解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第17402号	令和元年10月2日	幸進建設(株)	渡部 満徳	今治市菊間町浜1098	令和3年6月30日	解体工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第979号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-29)第9628号	平成29年10月15日	井上建設	井上 清春	八幡浜市保内町宮内1-143-5	令和3年6月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般-1)第7059号	令和2年2月28日	シンツ建工(株)	村上 高志	宇和島市丸之内5-4-7	令和3年6月7日	機械器具設置工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第17510号	令和2年6月24日	(株)共立メンテック	神尾 政克	宇和島市高串3-727-1	令和3年6月22日	左官工事業	建設業の廃止(一部)
(特-29)第1163号	平成29年5月2日	(株)宮元建設	宮元 政司	大洲市新谷乙1988-1	令和3年6月28日	解体工事業	建設業の廃止(一部)
(特-2)第1227号	令和2年12月17日	(株)二宮工務店	二宮 正行	宇和島市榊形3-6-8	令和3年6月29日	解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第14633号	令和2年9月27日	(有)八正工業	中根 正治	八幡浜市向灘172-9	令和3年6月30日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第980号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋663番地先から 同町油袋643番地先まで	旧	メートル 5.0~7.7	キロメートル 0.100	
		南宇和郡愛南町油袋663番2から 同町油袋643番2まで	新	8.6~22.5	0.100	

○愛媛県告示第981号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋663番2から 同町油袋643番2まで	令和3年7月30日

訓令

○愛媛県訓令第16号

庁中一般

愛媛県処務細則及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県処務細則及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県処務細則の一部改正)

第1条 愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																												
<p>(休暇等)</p> <p><b>第37条</b> 職員は、次の各号に掲げる休暇を得ようとするとき又は欠勤をするときは、それぞれ当該各号に掲げる簿冊に所要事項を記入し、あらかじめ所属長に提出し、又はその承認を受けなければならない。ただし、職員の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と所属長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつてこれらの簿冊の記入、提出又は承認に代えることができる。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(新任者の届書類等)</p> <p><b>第41条</b> 新たに任用された者は、着任後1週間以内に履歴書(様式第6号) _____ を所属長を経て人事課長に提出するとともに、住所及び連絡先を人事課長に届け出なければならない。</p> <p><b>様式第2号</b>(第37条関係) 年次有給休暇簿</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>既に受けた 休暇日数</td> <td>期間</td> <td>本人確認</td> <td>請求月日</td> <td>所属長確認</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 印の欄は、職員が記入する _____ こと。</p> <p><b>様式第3号</b>(第37条関係) 休暇簿(年次有給休暇以外)</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>休暇の 種類</td> <td>既に受け た休暇の 日数</td> <td>期 間</td> <td>理 由</td> <td>本人 確認</td> <td>請求 (申出) 月日</td> <td>承認 の可 否</td> <td>所属 長承 認</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td colspan="9">省略</td> </tr> </table>	既に受けた 休暇日数	期間	本人確認	請求月日	所属長確認	省略	省略						休暇の 種類	既に受け た休暇の 日数	期 間	理 由	本人 確認	請求 (申出) 月日	承認 の可 否	所属 長承 認	省 略	省略									<p>(休暇等)</p> <p><b>第37条</b> 職員は、次の各号に掲げる休暇を得ようとするとき又は欠勤をするときは、それぞれ当該各号に掲げる簿冊に所要事項を記入し、あらかじめ所属長に提出し、又はその承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(新任者の届書類)</p> <p><b>第41条</b> 新たに任用された者は、着任後1週間以内に履歴書(様式第6号)及び住所届(様式第7号)を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。</p> <p><b>様式第2号</b>(第37条関係) 年次有給休暇簿</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>既に受けた 休暇日数</td> <td>期間</td> <td>本人印</td> <td>請求月日</td> <td>所属長の印</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> </table> <p>注1 省略</p> <p>2 印の欄は、職員が記入し、又は押印すること。</p> <p><b>様式第3号</b>(第37条関係) 休暇簿(年次有給休暇以外)</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>休暇の 種類</td> <td>既に受け た休暇の 日数</td> <td>期 間</td> <td>理 由</td> <td>本人 印</td> <td>請求 (申出) 月日</td> <td>承認 の可 否</td> <td>所属 長の 印</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td colspan="9">省略</td> </tr> </table>	既に受けた 休暇日数	期間	本人印	請求月日	所属長の印	省略	省略						休暇の 種類	既に受け た休暇の 日数	期 間	理 由	本人 印	請求 (申出) 月日	承認 の可 否	所属 長の 印	省 略	省略								
既に受けた 休暇日数	期間	本人確認	請求月日	所属長確認	省略																																																								
省略																																																													
休暇の 種類	既に受け た休暇の 日数	期 間	理 由	本人 確認	請求 (申出) 月日	承認 の可 否	所属 長承 認	省 略																																																					
省略																																																													
既に受けた 休暇日数	期間	本人印	請求月日	所属長の印	省略																																																								
省略																																																													
休暇の 種類	既に受け た休暇の 日数	期 間	理 由	本人 印	請求 (申出) 月日	承認 の可 否	所属 長の 印	省 略																																																					
省略																																																													

注 1 省略

2 印の欄は、職員が記入する \_\_\_\_\_ こと。

3 省略

様式第4号(第37条関係) 欠勤簿

省略

期 間	本人確認	申出月日	理由	所属長承認	省略
省略					

注 1 省略

2 印の欄は、職員が記入する \_\_\_\_\_ こと。

様式第5号(第40条関係) 転地療養届

省略	職氏名	—
省略		

注 省略

様式第6号(第41条関係) 履歴書

省略

(ふりがな)	—	省略
氏 名		
省略		

省略
----

注 1 省略

2 印の欄は、職員が記入し、又は押印すること。

3 省略

様式第4号(第37条関係) 欠勤簿

省略

期 間	本人印	申出月日	理由	所属長の印	省略
省略					

注 1 省略

2 印の欄は、職員が記入し、又は押印すること。

様式第5号(第40条関係) 転地療養届

省略	職氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第6号(第41条関係) 履歴書

省略

(ふりがな)	㊟	省略
氏 名		
省略		

省略
----

様式第7号を削る。

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p><b>別表第1(第4条関係)</b></p> <p>知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考 1～4 省略</p> <p>5 省略</p>	省略	<p><b>別表第1(第4条関係)</b></p> <p>知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>備考 1～4 省略</p> <p>5 営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。</p> <p>6 省略</p> <p>7 秘書広報統括監の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総合政策課長」とする。</p>	省略
省略			
省略			



6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1～3 省略				
	4 服務 に関する 事務	1～5 省略			
	6 省略				
5～10 省略					

8 省略

9 防災安全統括部長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

10 省略

11 省略

12 省略

13 12の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

14 12の規定にかかわらず、秘書広報統括監の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総合政策課長」とする。

15 12の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

16 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人事課	1～3 省略				
	4 服務 に関する 事務	1～5 省略			
		6 結核療養休暇の許可			
		(1) 本庁の部長又はこれに相当する職以上の職にある者に係るもの	—		
		(2) 本庁の局長又はこれに相当する職にある者に係るもの		—	
		(3) 本庁の課長又はこれに相当する職にある者に係るもの			—
	(4) (1)、(2)及び(3)以外のもの			—	
7 省略					
5～10 省略					

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総務事務改革室	1 省略				
	2 手当の認定及び決定に関する事務（他の主管に属するものを除く。）	1 扶養手当の認定に関する <u>こと。</u>			—
		2 児童手当の認定に関する <u>こと。</u>			—
		3 通勤手当及び住居手当の決定に関する <u>こと。</u>			—
		4 単身赴任手当の決定に関する <u>こと。</u>			—

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
総務事務改革室	1 省略				

附 則

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般  
保 健 所

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第4条、第8条関係）					別表（第4条、第8条関係）				
所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	主幹				所長	主幹
企 画	1～15 省略				企 画	1～15 省略			

課	16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	1 薬局に関すること。			
		(1) 開設の許可並びに地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定（第4条第1項、第6条の2第1項、第6条の3第1項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この部において「政令」という。）第2条の2、第2条の7）			
		(2) 開設の許可並びに地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の更新（第4条第4項、第6条の2第4項、第6条の3第5項、政令第2条の2、第2条の7）			
		(3) 薬局の管理者の薬局以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第7条第4項ただし書）			
		(4)～(8) 省略			
		(9) 構造設備の改善命令等（第72条第4項、第5項）			
		(10) 業務の体制の整備命令（第72条の2第1項、第3項）			
		(11) 法令遵守体制改善の措置命令（第72条の2の2）			
		(12) 省略			
		(13) 省略			
		(14) 省略			
		(15) 許可の取消し等（第75条第1項、第4項、第5項）			
		(16) 許可又は認定の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）			
		(17) 許可証又は認定証の書換え交付（政令第2条の3第1項、第2条の8第1項）			
		(18) 許可証又は認定証の再交付（政令第2条の4第1項、第2条の9第1項）			
		(19) 許可証又は認定証の返納の受理（政令第2条の4第3項、第2条の5、第2条の9第3項、第2条の10）			

課	16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	1 薬局に関すること。			
		(1) 開設の許可 _____ _____（第4条第1項 _____、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この部において「政令」という。）第1条の4 _____）			
		(2) 開設の許可 _____ _____の更新（第4条第4項、政令第1条の4 _____）			
		(3) 薬局の管理者の薬局以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第7条第3項ただし書）			
		(4)～(8) 省略			
		(9) 構造設備の改善命令等（第72条第4項 _____）			
		(10) 業務の体制の整備命令（第72条の2第1項 _____）			
		(11) 省略			
		(12) 省略			
		(13) 省略			
		(14) 許可の取消し等（第75条第1項 _____）			
		(15) 許可 _____の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）			
		(16) 取扱処方箋数の届出の受理（政令第2条）			
		(17) 許可証 _____の書換え交付（政令第1条の5第1項 _____）			
		(18) 許可証 _____の再交付（政令第1条の6第1項 _____）			
		(19) 許可証 _____の返納の受理（政令第1条の6第3項、第1条の7 _____）			

(20) 許可台帳又は認定台帳の備付け（政令第2条の6、第2条の11第1項）				(20) 許可台帳_____の備付け（政令第1条の8_____）			
(21) 取扱処方箋数の届出の受理（政令第2条の13）	—						
(22) 変更の届出の受理（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第16条の3第1項、第3項）	—						
2 薬局製造販売医薬品に関すること。				2 薬局製造販売医薬品に関すること。			
(1) 省略				(1) 省略			
(2) 製造販売業の許可の更新（第12条第4項、政令第4条第1項）				(2) 製造販売業の許可の更新（第12条第2項、政令第4条第1項）			
(3) 製造業の許可（第13条第1項、第7項、政令第11条第1項）				(3) 製造業の許可（第13条第1項、第5項、政令第11条第1項）			
(4) 製造業の許可の更新（第13条第4項、第7項、政令第11条第1項）				(4) 製造業の許可の更新（第13条第3項、第5項、政令第11条第1項）			
(5) 省略				(5) 省略			
(6) 製造販売の承認事項の変更の承認（第14条第15項）				(6) 製造販売の承認事項の変更の承認（第14条第13項）			
(7) 製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理（第14条第16項）				(7) 製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理（第14条第14項）			
(8) 省略				(8) 省略			
(9) 製造管理者の薬局以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第7条第4項ただし書、第17条第8項）	—						
(10) 省略				(9) 省略			
(11) 省略				(10) 省略			
(12) 回収の報告の受理（第68条の11）	—						
(13) 省略				(11) 省略			
(14) 省略				(12) 省略			
(15) 省略				(13) 省略			
(16) 省略				(14) 省略			
(17) 省略				(15) 省略			
(18) 省略				(16) 省略			
(19) 省略				(17) 省略			
(20) 省略				(18) 省略			
(21) 省略				(19) 省略			

<u>22</u> 省略			
<u>23</u> 省略			
<u>24</u> 省略			
<u>25</u> 省略			
<u>26</u> 省略			
<u>27</u> 省略			
<u>28</u> 省略			
<u>29</u> 省略			
<u>30</u> 省略			
3 店舗販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。			
(1)・(2) 省略			
(3) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（ <u>第28条第4項</u> ただし書）			
(4)～(6) 省略			
<u>(7) 法令遵守体制改善の措置命令（第72条の2の2）</u>	—		
<u>(8)</u> 省略			
<u>(9)</u> 省略			
<u>(10)</u> 省略			
<u>(11)</u> 省略			
<u>(12)</u> 省略			
<u>(13)</u> 省略			
<u>(14)</u> 省略			
<u>(15)</u> 省略			
4 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。）附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。			
(1) 省略			
(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（ <u>第28条第4項</u> ただし書、 <u>改正法附則第9条第1項</u> ）			
(3)・(4) 省略			
<u>(5) 法令遵守体制改善の措置命令（第72条の2の2、改正法附則第9条第1項）</u>	—		

<u>20</u> 回収の報告の受理（ <u>第68条の11</u> ）	—		
<u>21</u> 省略			
<u>22</u> 省略			
<u>23</u> 省略			
<u>24</u> 省略			
<u>25</u> 省略			
<u>26</u> 省略			
<u>27</u> 省略			
<u>28</u> 省略			
<u>29</u> 省略			
3 店舗販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。			
(1)・(2) 省略			
(3) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（ <u>第28条第3項</u> ただし書）			
(4)～(6) 省略			
<u>(7)</u> 省略			
<u>(8)</u> 省略			
<u>(9)</u> 省略			
<u>(10)</u> 省略			
<u>(11)</u> 省略			
<u>(12)</u> 省略			
<u>(13)</u> 省略			
<u>(14)</u> 省略			
4 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。）附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。			
(1) 省略			
(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（ <u>第28条第3項</u> ただし書、 <u>改正法附則第9条第1項</u> ）			
(3)・(4) 省略			

(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 省略			
5 省略			
6 高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業（動物用医療機器に 係るものを除く。）に関するこ と。			
(1) 省略			
(2) 許可の更新（ <u>第39条第6 項、政令第44条</u> ）			
(3)～(5) 省略			
(6) <u>法令遵守体制改善の措置命 令（第72条の2の2）</u>	—		
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 省略			
(14) 省略			
7 管理医療機器の販売業又は貸 与業（動物用医療機器に係るも のを除く。）に関すること。			
(1)～(3) 省略			
(4) <u>法令遵守体制改善の措置命 令（第72条の2の2）</u>	—		
(5) 省略			
(6) 省略			
8 報告の徴収及び立入検査等 （動物用医薬品等に係るものを 除く。）（ <u>第69条第1項から第 4項まで、第6項、改正法附則 第9条第1項、第11条第1項</u> ）			
9 省略			
17～21 省略			

備考 省略

(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
5 省略			
6 高度管理医療機器等の販売業 又は貸与業（動物用医療機器に 係るものを除く。）に関するこ と。			
(1) 省略			
(2) 許可の更新（ <u>第39条第4 項、政令第44条</u> ）			
(3)～(5) 省略			
(6) 省略			
(7) 省略			
(8) 省略			
(9) 省略			
(10) 省略			
(11) 省略			
(12) 省略			
(13) 省略			
7 管理医療機器の販売業又は貸 与業（動物用医療機器に係るも のを除く。）に関すること。			
(1)～(3) 省略			
(4) 省略			
(5) 省略			
8 報告の徴収及び立入検査等 （動物用医薬品等に係るものを 除く。）（ <u>第69条第1項から第 5項まで</u> 、 <u>改正法附則 第9条第1項、第11条第1項</u> ）			
9 省略			
17～21 省略			

備考 省略

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第6（第4条関係）						別表第6（第4条関係）							
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者						知 事	専決者		
薬 務 衛 生 課	1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 配置販売業に関すること。					1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 配置販売業に関すること。					
		(1) 省略						(1) 省略					
		(2) <u>配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付（第33条第1項）</u>				—							
		(3) <u>許可証の書換え交付（政令第45条第1項）</u>				—							
		(4) <u>許可証の再交付（政令第46条第1項）</u>				—							
		(5) 省略						(2) 省略					
		2 卸売販売業に関すること。						2 卸売販売業に関すること。					
		(1) 省略						(1) 省略					
		(2) <u>許可証の書換え交付（政令第45条第1項）</u>				—							
		(3) <u>許可証の再交付（政令第46条第1項）</u>				—							
	(4) 省略					(2) 省略							
	3 既存配置販売業に関すること。					3 既存配置販売業に関すること。							
	(1) 省略					(1) 省略							
	(2) <u>配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付（第33条第1項）</u>				—								
	(3) <u>許可証の書換え交付（旧政令第45条第1項）</u>				—								
	(4) <u>許可証の再交付（旧政令第46条第1項）</u>				—								
	(5) 省略					(2) 省略							
	4 登録販売者に関すること。					4 登録販売者に関すること。							
	(1) 省略					(1) 省略							
	(2) 試験の合格の通知及び公示（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第159条の6）					(2) 試験の合格の通知及び公示（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 _____ 第159条の6）							







	9 省略					
	10 医療機器の修理業に関する こと。					
	(1) 許可の更新（第40条の2 第4項、政令第37条の8第 1項、第55条）					
	(2) 省略					
	(3) 許可証の書換え交付（政 令第37条の9第1項、第55 条）					—
	(4) 許可証の再交付（政令第 37条の10第1項、第55条）					—
2～27 省略	(5) 省略					

	9 省略					
	10 医療機器の修理業に関する こと。					
	(1) 許可の更新（第40条の2 第3項、政令第37条の8第 1項、第55条）					
	(2) 省略					
2～27 省略	(3) 省略					

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
畜産課	1～22 省略					
	23 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	1～5 省略				
		6 高度管理医療機器の販売業又は貸与業の許可の更新（第39条第6項、政令第44条）				
		7 再生医療等製品の販売業の許可の更新（第40条の5第6項、政令第44条）				
24～26 省略	8～10 省略					

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
畜産課	1～22 省略					
	23 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	1～5 省略				
		6 高度管理医療機器の販売業又は貸与業の許可の更新（第39条第4項、政令第44条）				
		7 再生医療等製品の販売業の許可の更新（第40条の5第4項、政令第44条）				
24～26 省略	8～10 省略					

附 則

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第3項本文、第4項、第5項及び第13条第1項の規定並びに職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（昭和26年愛媛県人事委員会規則12 1）に基づき、職員の勤務時間の割振り等に関し規定することを目的とする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p><b>第3条</b> 条例第11条第3項本文の規定による職員（次項及び第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、その間に1時間の休憩時間を置く。</p> <p>2 県立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員（以下「学校栄養職員等」という。）の勤務時間（第4項に規定する勤務時間を除く。）については、教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和45年愛媛県教育委員会規則第3号。以下「教育職員勤務時間規則」という。）第2条第1項及び第3条の規定を準用する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 条例第11条第4項の規定による勤務時間の割振り並びに同条第5項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振りは、職員の申告を考慮し所属長が定める。</p> <p><b>第4条</b> 条例第11条第4項本文及び第5項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前10時を始期とする連続する3時間（次項及び第3項に規定する休憩時間を除く。）とする。</p> <p>2 条例第11条第4項本文及び第5項の規定により勤務時間を割り振られる職員（次項の適用を受ける職員を除く。）の休憩時間は、1時間とする。</p> <p>3 条例第11条第4項及び第5項の規定により勤務時間を割り振られる学校栄養職員等の休憩時間については、教育職員勤務時間規則第3条の規定を準用する。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、条例第11条第4項及び第5項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号_____）第11条第3項_____及び第13条第1項の規定並びに職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（昭和26年愛媛県人事委員会規則12 1）に基づき、職員の勤務時間の割振り等に関し規定することを目的とする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p><b>第3条</b> _____職員（次項及び第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、その間に1時間の休憩時間を置く。</p> <p>2 県立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員（以下「学校栄養職員等」という。）の勤務時間_____については、教育職員の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和45年愛媛県教育委員会規則第3号_____）第2条第1項及び第3条の規定を準用する。</p> <p>3 省略</p>

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第7号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（休日）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第11条第2項又は第3項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日等（第11条第2項、第3項、<u>第4項、第8項又は第12項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。</u>）（当該勤務日等が次に掲げる日のいずれかに当たるときは、当該勤務日等の直後の次に掲げる日でない勤務日等）。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、所属長が他の日にすることについて教育委員会の承認を得たときは、その日）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p><b>第11条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>所属長は、職員（別に定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、4週間（4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合にあつては、1週間、2週間又は3週間。以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定による勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日その他別に定める日（以下「休日等」という。）については、7時間45分（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における第2項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第9項第2号において同じ。）とすること。</u></p> <p>(2) <u>月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までをこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。</u></p> <p>(3) <u>始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。</u></p> <p>6 <u>再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第4項の規定に</u></p>	<p>（休日）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第11条第2項又は第3項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日等（第11条第2項、第3項又は第4項 _____ の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が次に掲げる日のいずれかに当たるときは、当該勤務日等の直後の次に掲げる日でない勤務日等）。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、所属長が他の日にすることについて教育委員会の承認を得たときは、その日）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p><b>第11条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p>

よる勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

7 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として別に定める場合に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、第5項第2号に定める基準によらないことができるものとする。

8 所属長は、次に掲げる職員（別に定める職員及び育児短時間勤務職員等を除く。以下この項において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、第2項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第2項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（別に定める子に限る。）の養育又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として別に定めるもの

9 前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 第2項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間）ごとにつき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日等については、7時間45分とすること。

(3) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までをこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

10 第6項及び第7項の規定は、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、第6項中「第4項」とあるのは「第8項」と、「前項第1号本文及び第2号」とあるのは「第9項第2号本文及び第3号」と、第7項中「第4項」とあるのは「第8項」と、「第5項第2号」とあるのは「第9項第3号」と読み替えるものとする。

11 第5項から第7項まで、第9項及び前項に定めるもののほか、第4項及び第8項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会規則第11条の4、第11条の7及び第11条の10から第11条の12までの例による。

12 所属長は、第2項、第3項又は第8項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第2項、第3項、第4項又は第8項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内

4 所属長は、前2項 \_\_\_\_\_ の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前2項 \_\_\_\_\_ の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内



3 条例第14条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、  
週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤  
務した時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。

(1)・(2) 省略

(3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の次に掲げ  
る期間の正規の勤務時間のうち、当該期間の区分に応じそれぞ  
れ次に定める時間を超える時間（前2号に掲げる時間を除  
く。）

ア 職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書の規定により勤  
務時間の割振りを行う4週間の期間又は職員勤務時間等規則  
第11条第3項第1号の規定により週休日が4日以上となるよ  
うにする4週間の期間 155時間（週休日の振替等により勤  
務した日の属する週に休日等がある場合にあつては、これに  
当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた時間）

イ 職員勤務時間等条例第11条第4項又は第5項の規定により  
勤務時間の割振りを行う同条第4項に規定する単位期間 38  
時間45分に当該単位期間の週の数を乗じて得た時間（週休日  
の振替等により勤務した日の属する週に休日等がある場合  
にあつては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加  
えた時間）

4・5 省略

3 条例第14条第3項に規定する人事委員会規則で定める時間は、  
週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤  
務した時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。

(1)・(2) 省略

(3) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の職員勤務  
時間等条例第11条第3項ただし書の規定により勤務時間の割振  
りを行う4週間の期間又は職員勤務時間等規則第11条第3項第  
1号の規定により週休日が4日以上となるようにする4週間の  
期間における正規の勤務時間の合計のうち、155時間（週休日  
の振替等により勤務した日の属する週に休日等がある場合にあ  
つては、これに当該休日等の正規の勤務時間の時間数を加えた  
時間）を超える時間（前2号に掲げる時間を除く。）

4・5 省略

様式第4号中「4週間の範囲（交替制等勤務職員に限る。）」を「4週間又は単位期間の範囲」に、

「振替後の4週間  
の期間における  
正規の勤務時間  
の合計  
〔交替制等勤務  
職員のみ記入〕」

を

「振替後の4週間  
の期間又は単位  
期間における正  
規の勤務時間の  
合計」

に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「あらかじめ勤務時間を割り振られた4週間又は単位期間の範囲」欄及び「振替後の4週間の期間又は単位期間における正規の勤務時間の合計」欄は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第3項ただし書、第4項又は第5項の規定の適用を受ける職員のみ記入すること。

（期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人</p>	<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは退職派遣者の在職する特定法人（公益的法人</p>

等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア・イ 省略

ウ 職員休暇条例第11条第3項、第5項及び第6項又は教育職員休暇条例第11条第2項及び第3項並びに教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)第6条第2項及び第7条第1項の規定による週休日

エ・オ 省略

(10)～(12) 省略

等派遣条例第10条に規定する特定法人をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかつた期間から次に掲げる事由によつて勤務しなかつた期間(以下「休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

ア・イ 省略

ウ 職員休暇条例第11条第3項及び第4項又は教育職員休暇条例第11条第2項及び第3項若しくは教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号。以下「特別措置条例」という。)第6条第2項及び第7条第1項の規定による週休日

エ・オ 省略

(10)～(12) 省略

(農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 農林漁業普及指導手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-225)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給の要件)</p> <p><b>第3条</b> 月の初日から末日までの間において職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第2条第1項に規定する休日(同条例第2条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)及び同条例第11条第3項、第5項又は第6項の規定による週休日に該当しない日(以下「勤務を要する日」という。)のうち、前条各号に掲げる事務に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1未満となる場合には、前条の規定にかかわらず、農林漁業普及指導手当を支給しない。</p>	<p>(支給の要件)</p> <p><b>第3条</b> 月の初日から末日までの間において職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第2条第1項に規定する休日(同条例第2条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)及び同条例第11条第3項又は第4項の規定による週休日に該当しない日(以下「勤務を要する日」という。)のうち、前条各号に掲げる事務に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1未満となる場合には、前条の規定にかかわらず、農林漁業普及指導手当を支給しない。</p>

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p><b>第1条の3</b> 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 由</th> <th style="width: 30%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(20) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(20) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p><b>第1条の3</b> 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 由</th> <th style="width: 30%;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(20) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(20) 省略	
事 由	期 間								
(1)～(20) 省略									
事 由	期 間								
(1)～(20) 省略									



(21) 職員が要介護者（条例第11条第5項第1号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う場合であつて、当該職員が当該世話をを行う必要があると認められるとき。	省略
(22)～(25) 省略	

2・3 省略

4 再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に対する第1項の表(12)の項及び(22)の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。

- (1) 第1項の表(12)の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の1週間の勤務日（条例第11条第6項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でない職員（以下「不斉一型短時間勤務職員」という。）にあつては、38時間45分に同条第1項 \_\_\_\_\_ の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が5日を超えるときは、5日）」とする。

(2)・(3) 省略

（新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与）

**第10条** 国若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員（地方独立行政法人の職員にあつては、役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）を含む。）であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1号に規定する退職派遣者であつた者が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。

2 省略

（週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

**第11条** 省略

**第11条の2** 条例第11条第4項及び第5項の人事委員会規則で定める職員は、警察学校において教養訓練を受ける職員とする。

**第11条の3** 条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りには、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とするこ

(21) 職員が要介護者（条例第12条第4項 _____ に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う場合であつて、当該職員が当該世話をを行う必要があると認められるとき。	省略
(22)～(25) 省略	

2・3 省略

4 再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に対する第1項の表(12)の項及び(22)の項並びに第2項の表の規定の適用については、次のとおりとする。

- (1) 第1項の表(12)の項期間の欄中「5日」とあるのは、「5日に再任用短時間勤務職員（条例第5条第1項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（同項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の1週間の勤務日（条例第11条第4項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が同一でない職員（以下「不斉一型短時間勤務職員」という。）にあつては、38時間45分に条例第11条第1項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの勤務時間（職員の勤務時間等に応じ人事委員会が定める期間内の勤務時間を当該期間内の勤務日の日数で除して得た時間をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））（その日数が5日を超えるときは、5日）」とする。

(2)・(3) 省略

（新たに条例の適用を受ける職員の年次休暇の付与）

**第10条** 国若しくは他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等のうち人事委員会が定めるものの職員（地方独立行政法人の職員にあつては、役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）を含む。）であつた者が人事交流により引き続き職員となつた場合又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第12条第1項に規定する退職派遣者であつた者が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合の当該職員の年次休暇の日数の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、職員との権衡を考慮して別に定める。

2 省略

（週休日及び勤務時間の割振りの基準）

**第11条** 省略

と。ただし、休日その他人事委員会が定める日（以下「休日等」という。）については、7時間45分（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の条例第11条第4項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同条第3項本文の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第11条の6第1項第2号において同じ。）とすること。

(2) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者があらかじめ定める連続する3時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(3) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

2 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る条例第11条第4項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第1項第2号に定める基準によらないことができるものとする。

**第11条の4** 条例第11条第4項の職員の申告（以下この条において単に「申告」という。）は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

3 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻を変更することができる。

(1) 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

(2) 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の始業又は終業の時刻によると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、人事委員会の定めるところにより変更するとき。

**第11条の5** 条例第11条第4項の人事委員会規則で定める期間（以下「単位期間」という。）は、同項の規定に基づく勤務時間の割振りにあつては4週間（4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間）とし、同条第5項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りにあつては1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とする。

**第11条の6** 条例第11条第5項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 条例第11条第3項本文の規定による週休日に加えて設ける週

休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間）ごとにつき1日を限度とすること。

- (2) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日等については、7時間45分とすること。
- (3) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までの時間帯において、休憩時間を除き、任命権者があらかじめ定める連続する3時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。
- (4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

2 第11条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「第11条第4項」とあるのは「第11条第5項」と、同条第2項中「前項第1号本文及び第2号」とあるのは「第11条の6第1項第2号本文及び第3号」と、同条第3項中「第1項第2号」とあるのは「第11条の6第1項第3号」と読み替えるものとする。

**第11条の7** 条例第11条第5項の職員の申告（以下この条において単に「申告」という。）は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 任命権者は、申告について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 3 任命権者は、申告を考慮して前条第1項第1号の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、任命権者は、できる限り当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、人事委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。
- 4 第11条の4第3項の規定は、前項の規定に基づき勤務時間を割り振つた場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは、「第11条の7第3項」と読み替えるものとする。

**第11条の8** 条例第11条第5項第1号の人事委員会規則で定める子は、中学校就学の始期に達するまでの子とし、同号の人事委員会規則で定めるものは、当該職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者とする。

**第11条の9** 条例第11条第5項第2号の人事委員会規則で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員とする。

**第11条の10** 第11条の7第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、条例第11条第5項各号に掲げる職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 2 第11条の7第2項の規定は、前項の届出について準用する。

**第11条の11** 第11条の7第3項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の中途において条例第11条第5項各号に掲げる職員に該当しないこととなつた場合にお

る当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りに  
ついては、引き続き、その該当しないこととなつた直前に当該単  
位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によ  
ることができるものとする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

**第11条の12** 第11条の3及び第11条の4の規定は、育児短時間勤務  
職員等には適用しない。

(週休日の振替等)

**第12条** 条例第11条第6項の人事委員会規則で定める期間は、同項  
の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前  
の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8  
週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替(条例第11条第6項の規定に基づ  
き、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時  
間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることを  
いう。以下同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(同項の  
規定に基づき、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外  
の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることを  
やめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要  
がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、  
週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日  
の振替等」という。)を行つた後において、週休日が毎4週間に  
つき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を  
超えないようにしなければならない。

3・4 省略

(深夜勤務の制限)

**第12条の6** 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とさ  
れた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた  
場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)~(4) 省略

(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親である  
ものが、深夜において常態として当該子を養育することができる  
ものとして第12条の4に規定する者に該当することとなつたこと。

2 省略

**第13条** 省略

(代休日の指定等の特例)

**第14条** 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若  
しくは季節的事情により、第1条の2の2、第10条の3、第11  
条、第11条の3、第11条の6及び第12条の規定によるときは、能  
率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響  
を及ぼす場合において、これらの規定により難しいときは、人事委  
員会の承認を得て、代休日の指定、超勤代休時間の指定、週休  
日、勤務時間の割振り及び週休日の振替等につき別段の定めをす  
ることができる。

(週休日の振替等)

**第12条** 条例第11条第4項の人事委員会規則で定める期間は、同項  
の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前  
の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8  
週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替(条例第11条第4項の規定に基づ  
き、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時  
間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることを  
いう。以下同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(同項の  
規定に基づき、4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外  
の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることを  
やめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要  
がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、  
週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日  
の振替等」という。)を行つた後において、週休日が毎4週間に  
つき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を  
超えないようにしなければならない。

3・4 省略

(深夜勤務の制限)

**第12条の6** 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とさ  
れた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた  
場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)~(4) 省略

(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親である  
ものが、深夜において常態として当該子を養育することができる  
ものとして第12条の4第1項に規定する者に該当することとな  
つたこと。

2 省略

**第12条の12** 条例第12条第4項の人事委員会規則で定めるものは、  
当該職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係  
と同様の事情にある者を含む。)、2親等以内の親族及び配偶者  
(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ  
る者を含む。)の父母の配偶者とする。

**第12条の13** 省略

**第13条** 削除

(代休日の指定等の特例)

**第14条** 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若  
しくは季節的事情により、第1条の2の2、第10条の3、第11  
条及び第12条の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響  
を及ぼす場合において、これらの規定により難しいときは、人事委  
員会の承認を得て、代休日の指定、超勤代休時間の指定、週休  
日、勤務時間の割振り及び週休日の振替等につき別段の定めをす  
ることができる。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-33)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第2条第5号ア(ウ)、第3条第3号イ、第3条の2第2号、第9条第1項、<u>第14条第1号及び第2号</u>、第15条、第22条第2号イ並びに第26条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(育児短時間勤務における勤務日数及び勤務時間等)</u></p> <p><b>第11条</b> 条例第14条第1号の人事委員会規則で定める日数は、12日とし、<u>同号の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。</u></p> <p><u>2 条例第14条第2号に規定する育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合においては、当該期間をその初日以後4週間ごとに区分した期間及びその最後に生じる1週間、2週間又は3週間の期間に区分するものとする。</u></p> <p><u>3 条例第14条第2号の人事委員会規則で定める時間は、2時間とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。)第2条第5号ア(ウ)、第3条第3号イ、第3条の2第2号、第9条第1項、<u>第14条</u>、第15条、第22条第2号イ及び<u>第26条</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(条例第14条の人事委員会規則で定める日数及び時間)</u></p> <p><b>第11条</b> 条例第14条<u>の</u>人事委員会規則で定める日数は、12日とし、<u>同条の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。</u></p>

附 則

- この規則は、令和3年8月1日から施行する。
- この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の職員の給与の支給等に関する規則様式第4号の規定による勤務時間の振替簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則7-1237

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-10)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(帳簿の作成)</p> <p><b>第20条</b> 任命権者は、超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿(様式第2号)、給与減額簿(様式第3号)、勤務時間の振替簿(様式第4号)及び扶養親族届兼扶養手当認定簿を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、任命権者の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、<u>当該電子情報処理組織への記録をもつてこれらの帳簿</u>の作成、記入及び保管に代えることができる。</p>	<p>(帳簿の作成)</p> <p><b>第20条</b> 任命権者は、超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿(様式第2号)、給与減額簿(様式第3号)、勤務時間の振替簿(様式第4号)及び扶養親族届兼扶養手当認定簿を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。ただし、任命権者の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、<u>当該電子情報処理組織への記録をもつて超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿</u>の作成、記入及び保管に代えることができる。</p>

(職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(帳簿の作成)</p> <p><b>第39条</b> 任命権者は、特殊勤務従事簿(様式第1号)、有害ガス発生業務等従事命令簿(様式第3号)、警察職員特殊勤務従事簿(様式第6号)、夜間特殊作業従事簿(様式第6号の2)、死体取扱作業従事簿(様式第6号の3)、緊急業務処理作業従事簿(様式第6号の4)、術科指導従事命令簿(様式第7号)、漁労従事簿(様式第8号)、夜間看護業務従事命令簿(様式第9号)、潜水作業従事命令簿(様式第14号)、用地交渉等業務従事簿(様式第14号の2)、航空業務従事命令簿(様式第17号)及び災害応急作業等従事簿(様式第18号)を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。<u>ただし、任命権者の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)</u>と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて特殊勤務従事簿、有害ガス発生業務等従事命令簿、夜間看護業務従事命令簿、潜水作業従事命令簿、用地交渉等業務従事簿、航空業務従事命令簿及び災害応急作業等従事簿の作成、記入及び保管に代えることができる。</p>	<p>(帳簿の作成)</p> <p><b>第39条</b> 任命権者は、特殊勤務従事簿(様式第1号)、有害ガス発生業務等従事命令簿(様式第3号)、警察職員特殊勤務従事簿(様式第6号)、夜間特殊作業従事簿(様式第6号の2)、死体取扱作業従事簿(様式第6号の3)、緊急業務処理作業従事簿(様式第6号の4)、術科指導従事命令簿(様式第7号)、漁労従事簿(様式第8号)、夜間看護業務従事命令簿(様式第9号)、潜水作業従事命令簿(様式第14号)、用地交渉等業務従事簿(様式第14号の2)、航空業務従事命令簿(様式第17号)及び災害応急作業等従事簿(様式第18号)を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。</p>

(職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正)

**第3条** 職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-65)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(確認及び決定)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤届兼通勤手当認定・確認簿に記載するものとする。<u>ただし、任命権者の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)</u>と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて通勤届兼通勤手当認定・確認簿の記載に代えることができる。</p>	<p>(確認及び決定)</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤届兼通勤手当認定・確認簿に記載するものとする。</p>

(住居手当に関する規則の一部改正)

**第4条** 住居手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-459)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(確認及び決定等)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居届兼住居手当認定・確認簿に記載するものとする。<u>ただし、任命権者の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)</u>と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもつて住居届兼住居手当認定・確認簿の記載に代えることができる。</p>	<p>(確認及び決定等)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居届兼住居手当認定・確認簿に記載するものとする。</p>

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

**第5条** 単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-763)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(確認及び決定)</p> <p><b>第9条 省略</b></p> <p>2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任届兼単身赴任手当認定簿に記載するものとする。<u>ただし、任命権者の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するときは、当該電子情報処理組織への記録をもって単身赴任届兼単身赴任手当認定簿の記載に代えることができる。</u></p>	<p>(確認及び決定)</p> <p><b>第9条 省略</b></p> <p>2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任届兼単身赴任手当認定簿に記載するものとする。</p>

(地方公務員法第58条の規定に基づく職権の行使に関する規則の一部改正)

**第6条** 地方公務員法第58条の規定に基づく職権の行使に関する規則(愛媛県人事委員会規則14 0)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(備付帳簿等)</p> <p><b>第6条</b> 使用者は、公署に所定の帳簿及び書類又は当該帳簿及び書類に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、<u>電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>)を備え付けなければならない。</p>	<p>(備付帳簿等)</p> <p><b>第6条</b> 使用者は、公署に所定の帳簿及び書類 _____ _____ _____ を備え付けなければならない。</p>

**附 則**

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

**公営企業管理規程**

**○愛媛県公営企業管理規程第8号**

愛媛県企業職員就業規程及び愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

**愛媛県企業職員就業規程及び愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程**

(愛媛県企業職員就業規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県企業職員就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 愛媛県企業職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員をいい、<u>第4条第6項及び第10項並びに第12条の2を除き、以下「職員」という。</u>)の服務等に関する事項は、法令又は労働協約に定められたもののほか、この管理規程の定めるところによる。</p> <p>(勤務時間)</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>所属長は、職員(医療職給料表の適用を受ける職員その他これに相当する職員として管理者が定めるものを除く。以下この項において同じ。)</u>について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 愛媛県企業職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員をいい、 _____ _____ 第12条の2を除き、以下「職員」という。)の服務等に関する事項は、法令又は労働協約に定められたもののほか、この管理規程の定めるところによる。</p> <p>(勤務時間)</p> <p><b>第4条 省略</b></p> <p>2 省略</p>

支障がないと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、4週間（4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合にあつては、1週間、2週間又は3週間。以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 前項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、第11条第1項に規定する休日その他管理者が定める日については、7時間45分（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、これらの職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における第2項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。第8項第2号において同じ。）とすること。

(2) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までの時間帯において、休憩時間を除き、所属長があらかじめ定める連続する3時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(3) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

5 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻を変更することができる。

(1) 職員からあらかじめ第3項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

(2) 第3項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の始業又は終業の時刻によると公務の運営に支障が生ずると認める場合において別に定めるところにより変更するとき。

6 前2項に定めるもののほか、第3項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第11条第4項の規定の適用を受ける職員の例による。

7 所属長は、次に掲げる職員（医療職給料表の適用を受ける職員その他これに相当する職員として管理者が定めるもの及び育児短時間勤務職員等を除く。以下この項において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、第2項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第2項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。



(1) 中学校就学の始期に達するまでの子（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第8条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）の養育又は要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害のため介護を必要とする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者をいう。以下同じ。）の介護をする職員

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員

8 前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 第2項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）ごとにつき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、第11条第1項に規定する休日その他管理者が定める日については、7時間45分とすること。

(3) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までの時間帯において、休憩時間を除き、所属長があらかじめ定める連続する3時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

(4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

9 第5項の規定は、第7項の規定に基づき勤務時間を割り振った場合について準用する。この場合において、第5項中「第3項」とあるのは、「第7項」と読み替えるものとする。

10 前2項に定めるもののほか、第7項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについては、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第5項の規定の適用を受ける職員の例による。

11 所属長は、第2項又は第7項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第2項、第3項又は第7項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

12 前項の規定に基づく週休日の振替（以下「週休日の振替」という。）又は同項の規定に基づく4時間の勤務時間の割振り変更（以下「4時間の勤務時間の割振り変更」という。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、第2項、第3項、第7項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 所属長は、前項 \_\_\_\_\_ の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同項 \_\_\_\_\_ の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

4 前項の規定に基づく週休日の振替（以下「週休日の振替」という。）又は同項の規定に基づく4時間の勤務時間の割振り変更（以下「4時間の勤務時間の割振り変更」という。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、前2項 \_\_\_\_\_ の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

13 省略

14 省略

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第5条の2 所属長は、3歳に満たない子\_\_\_\_\_

のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間(第4条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)外の勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。)をさせてはならない。

2・3 省略

4 前3項(第2項各号を除く。)の規定は、要介護者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_のある職員」とあるのは「要介護者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。)であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。)」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「をいう。以下同じ。」とあるのは「をいう。」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第8条 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。ただし、第4条第2項ただし書に規定する職員、同条第3項又は第7項の規定により勤務時間を割り振られた職員及び同条第14項の規定により勤務時間の割振りを変更された職員の休憩時間については、別に定めるところによる。

5 省略

6 省略

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第5条の2 所属長は、3歳に満たない子(職員の休日、休暇並び

に勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第8条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)

のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間(第4条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)外の勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。)をさせてはならない。

2・3 省略

4 前3項(第2項各号を除く。)の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2親等以内の親族又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母の配偶者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第8条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)

\_\_\_\_\_のある職員」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2親等以内の親族又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の父母の配偶者(以下「要介護者」という。)

\_\_\_\_\_のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。)であるものが、次の各号のいずれにも該当しない場合における当該職員に限る。)」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「をいう。以下同じ。」とあるのは「をいう。」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第8条 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。ただし、第4条第2項ただし書に規定する職員及び同条第6項\_\_\_\_\_の規定により勤務時間の割振りを変更された職員の休憩時間については、別に定めるところによる。

(愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務時間)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 就業規程第4条第11項から第13項までの規定は、前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。</p> <p>4 特殊勤務者に対する就業規程第11条並びに第11条の2第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、就業規程第11条第1項第1号並びに第11条の2第1項及び第2項中「勤務日等」とあるのは「愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号）第3条第2項の規定又は同条第3項において準用する第4条第11項の規定により勤務時間が割り振られた日」と、就業規程第11条第2項及び第11条の2第4項中「正規の勤務時間」とあるのは「愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号）第3条に規定する勤務時間」とする。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 就業規程第4条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。</p> <p>4 特殊勤務者に対する就業規程第11条並びに第11条の2第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、就業規程第11条第1項第1号並びに第11条の2第1項及び第2項中「勤務日等」とあるのは「愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号）第3条第2項の規定又は同条第3項において準用する第4条第3項の規定により勤務時間が割り振られた日」と、就業規程第11条第2項及び第11条の2第4項中「正規の勤務時間」とあるのは「愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号）第3条に規定する勤務時間」とする。</p>

**附 則**

この管理規程は、令和3年8月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第9号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年7月30日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

**愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第1（第2条関係）</b>					<b>別表第1（第2条関係）</b>				
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
診断書料	普通診断書	1部	<u>2,530円</u>		診断書料	普通診断書	1部	<u>2,300円</u>	
	死亡診断書	1部	<u>3,630円</u>			死亡診断書	1部	<u>3,300円</u>	
	恩給診断書	1部	5,610円			恩給診断書	1部	5,100円	
	各種年金診断書					各種年金診断書			
	生命保険診断書					生命保険診断書			
	特殊診断書					特殊診断書			
	死体（胎）検案書	病死	1部	<u>7,150円</u>			死体（胎）検案書	病死	1部
変死		1部	<u>11,000円</u>		変死	1部		<u>10,000円</u>	
文書料	普通証明書	1部	2,090円	省略	文書料	普通証明書	1部	1,900円	省略
	出産証明書					出産証明書			
	死産証明書					死産証明書			
	診療費納付証明書	1部	<u>1,650円</u>			診療費納付証明書	1部	<u>1,500円</u>	
	診療明細書（再発行の場合に限る。）	1部	<u>880円</u>			診療明細書（再発行の場合に限る。）	1部	<u>800円</u>	
	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	<u>4,950円</u>			自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく明細書	1部	<u>4,500円</u>	

人間ドック	1日間	1回	46,200円	
	2日間（通院）	1回	53,900円	
PETがندوق		1回	103,400円 （団体割引、家族割引、リピート割引又は紹介状割引の適用を受ける場合には、92,990円）	
脳ドック	愛媛県立今治病院及び愛媛県立南宇和病院	人間ドックと併せて受けない場合	1回	37,510円
		人間ドックと併せて受ける場合	1回	26,840円
	愛媛県立新居浜病院	人間ドックと併せて受けない場合	1回	40,920円
		人間ドックと併せて受ける場合	1回	26,840円
骨塩量検査料	人間ドックと併せて受けない場合	1回	9,680円	
	人間ドックと併せて受ける場合	1回	3,960円	
乳がん検診料	人間ドックと併せて受けない場合	1回	12,650円	
	人間ドックと併せて受ける場合	1回	6,930円	
頸動脈超音波検査料		1回	5,500円	
B型肝炎検査料		1回	検査の委託に要する額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）	
不妊・不育症スクリーニング検査料		1回	検査の委託に要する額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）	
母体血清マーカー検査料		1回	検査の委託に要する額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）	
人間ドック	1日間	1回	42,000円	
	2日間（通院）	1回	49,000円	
PETがندوق		1回	94,000円 （団体割引、家族割引、リピート割引又は紹介状割引の適用を受ける場合には、84,540円）	
脳ドック	愛媛県立今治病院及び愛媛県立南宇和病院	人間ドックと併せて受けない場合	1回	34,100円
		人間ドックと併せて受ける場合	1回	24,400円
	愛媛県立新居浜病院	人間ドックと併せて受けない場合	1回	37,200円
		人間ドックと併せて受ける場合	1回	24,400円
骨塩量検査料	人間ドックと併せて受けない場合	1回	8,800円	
	人間ドックと併せて受ける場合	1回	3,600円	
乳がん検診料	人間ドックと併せて受けない場合	1回	11,500円	
	人間ドックと併せて受ける場合	1回	6,300円	
頸動脈超音波検査料		1回	5,000円	
B型肝炎検査料		1回	検査の委託に要する額 _____ _____ _____	
不妊・不育症スクリーニング検査料		1回	検査の委託に要する額 _____ _____ _____	
母体血清マーカー検査料		1回	検査の委託に要する額 _____ _____ _____	

羊水等染色体検査料		1回	検査の委託に要する額に100分の110を乗じて得た額(10円未満切捨て)		羊水等染色体検査料		1回	検査の委託に要する額_____	
省略					省略				
人工妊娠中絶料	妊娠満12週未満	1件	68,200円	省略	人工妊娠中絶料	妊娠満12週未満	1件	62,000円	省略
	妊娠満12週以上満16週未満	1件	114,400円			妊娠満12週以上満16週未満	1件	104,000円	
	妊娠満16週以上満22週未満	1件	118,800円			妊娠満16週以上満22週未満	1件	108,000円	
避妊器具挿入料		1件	45,100円	省略	避妊器具挿入料		1件	41,000円	省略
避妊器具除去料		1件	10,340円	省略	避妊器具除去料		1件	9,400円	省略
妊産婦定期診察料	助産に係る資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第8号に規定するものをいう。以下同じ。)に該当するものに係るもの	1回	4,900円		妊産婦定期診察料		1回	4,900円	
	上記以外のもの	1回	5,390円						
乳児定期診察料	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	5,200円		乳児定期診察料		1回	5,200円	
	上記以外のもの	1回	5,720円						
乳幼児定期診察料	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	6,000円		乳幼児定期診察料		1回	6,000円	
	上記以外のもの	1回	6,600円						
省略					省略				
新生児介補料	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1日	7,900円		新生児介補料		1日	7,900円	
	上記以外のもの	1日	8,690円						
衣服等貸与料	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	おむつ等	1日	280円	衣服等貸与料	おむつ等	1日	280円	
		肌着	1日	110円			肌着	1日	
	上記以外のもの	おむつ等	1日	300円		肌着		1日	
		肌着	1日	120円					
			薬剤料、注射料及び初診料又は再診料の合計金額に相当する額に100				薬剤料、注射料及び初診料又は再診料の合計金額に相当する額に__		

予防接種料		1回	分の110を乗じて得た額(10円未満切捨て)に、特別初診料に相当する額を加算した額		予防接種料	1回	_____、特別初診料に相当する額を加算した額	
乳房マッサージ料		1回	2,640円		乳房マッサージ料	1回	2,400円	
施術料	初検料	1回	3,190円		施術料	初検料	1回	2,900円
	1術(はり又はきゆうを施術した場合)	1回	3,960円			1術(はり又はきゆうを施術した場合)	1回	3,600円
	2術(はり及びきゆうを施術した場合)	1回	4,510円			2術(はり及びきゆうを施術した場合)	1回	4,100円
施きゆう指導料		1回	1,210円		施きゆう指導料	1回	1,100円	
人工授精料		1回	9,020円		人工授精料	1回	8,200円	
巻爪(陥入爪)矯正料	初診	1回	5,360円		巻爪(陥入爪)矯正料	初診	1回	4,880円
	再診	1回	3,010円			再診	1回	2,740円
薬価基準未収載薬剤料		1件	薬剤の購入に要した額に10分の110を乗じて得た額(10円未満切捨て)		薬価基準未収載薬剤料	1件	薬剤の購入に要した額_____	
死後処置料		1回	4,400円		死後処置料	1回	4,000円	
エックス線フィルム複製料	半切	1枚	710円		エックス線フィルム複製料	半切	1枚	650円
	大角	1枚	570円			大角	1枚	520円
	大四ツ切	1枚	470円			大四ツ切	1枚	430円
	四ツ切	1枚	310円			四ツ切	1枚	290円
	六ツ切	1枚	270円			六ツ切	1枚	250円
	光ディスク	1枚	1,100円			光ディスク	1枚	1,000円
省略					省略			
特別初診料	愛媛県立中央病院	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	5,000円	特別初診料	愛媛県立中央病院	1回	5,000円
		上記以外のもの	1回	5,500円				
	愛媛県立今治病院	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	1,500円		愛媛県立今治病院	1回	1,500円

		上記以外のもの	1回	1,650円	
	愛媛県立新居浜病院	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	750円	
		上記以外のもの	1回	820円	
特別再診料	愛媛県立中央病院	助産に係る資産の譲渡等に該当するものに係るもの	1回	2,500円	
		上記以外のもの	1回	2,750円	
セカンドオペニオン外来料			1回	5,940円	
面談料			1回	5,500円	
長期入院料	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第9号に規定する者以外の者が入院した場合	1日	告示第498号第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数（1点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た点数）に1点につき10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）		
省略					
病衣提供料		1回	1,760円		
診療カード再発行料		1枚	110円		
食事提供料	入院中の患者以外の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間中等に食事を提供した場合	1食	660円		
省略					
	愛媛県立新居浜病院		1回	750円	
特別再診料	愛媛県立中央病院		1回	2,500円	
セカンドオペニオン外来料			1回	5,400円	
面談料			1回	5,000円	
長期入院料	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第9号に規定する者以外の者が入院した場合	1日	告示第498号第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数（1点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た点数）に1点につき10円を乗じて得た額		
省略					
病衣提供料		1回	1,600円		
診療カード再発行料		1枚	100円		
食事提供料	入院中の患者以外の患者及び入院中の患者の付添人に対して、人工透析実施時間中等に食事を提供した場合	1食	600円		
省略					

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

別表第2（第2条関係）

名 称	区 分		単 位	金 額	
歯科 保存 に係 る料 金	鑄造歯	白金加金	大白歯	1 個	35,070円
			前歯及び小臼歯	1 個	33,910円
	冠修復	金合金	大白歯	1 個	34,440円
			前歯及び小臼歯	1 個	33,480円
	材料	チタン	前歯、小臼歯及 び大白歯	1 個	32,260円
		ポーセレンインレー		1 個	32,240円
		隣接面加算料		1 面	10,780円
		咬頭被覆料		1 歯	12,590円
歯科 補綴 に係 る料 金	支台築 造料	白金加金		1 歯	17,410円
		金合金		1 歯	16,970円
		金パラ銀合金		1 歯	15,670円
		チタン		1 歯	15,150円
	仮義歯 料	全部床		1 床	113,020円
		9 歯～14 歯欠損床		1 床	97,100円
		1 歯～8 歯欠損床		1 床	81,460円
	アタッ チメン ト・テ レスコ ープ設 計料			1 装置	59,340円
	金属ア レルギ ー検査 料			1 試料	3,390円
	ろう着 料	白金加金		1 箇所	7,960円
		金合金		1 箇所	7,870円
		陶材焼付け用合金		1 箇所	9,690円
		アタッチメント		1 箇所	11,220円
根面キ ャップ 料	白金加金		1 歯	18,820円	
	金合金		1 歯	17,950円	
	チタン		1 歯	14,870円	

注1 消費税及び地方消費税が課税される場合にあつては、この表金額の欄の規定にかかわらず、同欄に規定する額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）を同欄に規定する額とする。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略

別表第2（第2条関係）

名 称	区 分		単 位	金 額	
歯科 保存 に係 る料 金	鑄造歯	白金加金	大白歯	1 個	31,890円
			前歯及び小臼歯	1 個	30,830円
	冠修復	金合金	大白歯	1 個	31,310円
			前歯及び小臼歯	1 個	30,440円
	材料	チタン	前歯、小臼歯及 び大白歯	1 個	29,330円
		ポーセレンインレー		1 個	29,310円
		隣接面加算料		1 面	9,800円
		咬頭被覆料		1 歯	11,450円
歯科 補綴 に係 る料 金	支台築 造料	白金加金		1 歯	15,830円
		金合金		1 歯	15,430円
		金パラ銀合金		1 歯	14,250円
		チタン		1 歯	13,780円
	仮義歯 料	全部床		1 床	102,750円
		9 歯～14 歯欠損床		1 床	88,280円
		1 歯～8 歯欠損床		1 床	74,060円
	アタッ チメン ト・テ レスコ ープ設 計料			1 装置	53,950円
	金属ア レルギ ー検査 料			1 試料	3,090円
	ろう着 料	白金加金		1 箇所	7,240円
		金合金		1 箇所	7,160円
		陶材焼付け用合金		1 箇所	8,810円
		アタッチメント		1 箇所	10,200円
根面キ ャップ 料	白金加金		1 歯	17,110円	
	金合金		1 歯	16,320円	
	チタン		1 歯	13,520円	



隙料	白金加金		1個	16,180円	
	金合金		1個	15,960円	
	チタン		1個	15,560円	
全部鑄造冠料	白金加金		1歯	65,710円	
	金合金		1歯	65,790円	
	チタン		1歯	61,030円	
前装冠料	レジン前装冠	白金加金	1歯	72,840円	
		金合金	1歯	71,970円	
		チタン	1歯	68,350円	
	陶歯前装冠	白金加金	1歯	79,040円	
		金合金	1歯	78,180円	
		陶材焼付け冠	1歯	81,710円	
		チタン	1歯	74,290円	
		陶材焼付け用チタン	1歯	74,960円	
	歯冠継続歯料	レジン前装金属裏装	白金加金	1歯	76,320円
			金合金	1歯	75,460円
チタン			1歯	72,110円	
陶歯前装金属裏装		白金加金	1歯	79,210円	
		金合金	1歯	78,350円	
		チタン	1歯	74,740円	
全部レジン冠		白金加金	1歯	76,670円	
		金合金	1歯	75,810円	
		チタン	1歯	72,240円	
全部陶歯冠	白金加金	1歯	78,980円		
	金合金	1歯	78,110円		
	チタン	1歯	74,170円		
全部被覆冠	ジャケット冠	陶材	1歯	83,660円	
橋体料	前歯部	レジン前装金属裏装	白金加金	1歯	69,350円
			金合金	1歯	68,490円
			チタン	1歯	64,730円
		陶歯前装金属裏装	白金加金	1歯	78,980円
			金合金	1歯	78,110円
			陶材焼付け用合金	1歯	80,130円
			チタン	1歯	74,510円
			陶材焼付け用チタン	1歯	74,640円
		臼歯部	金属	白金加金	1歯
	金合金			1歯	63,450円

隙料	白金加金		1個	14,710円	
	金合金		1個	14,510円	
	チタン		1個	14,150円	
全部鑄造冠料	白金加金		1歯	59,740円	
	金合金		1歯	59,810円	
	チタン		1歯	55,490円	
前装冠料	レジン前装冠	白金加金	1歯	66,220円	
		金合金	1歯	65,430円	
		チタン	1歯	62,140円	
	陶歯前装冠	白金加金	1歯	71,860円	
		金合金	1歯	71,080円	
		陶材焼付け冠	1歯	74,290円	
		チタン	1歯	67,540円	
		陶材焼付け用チタン	1歯	68,150円	
	歯冠継続歯料	レジン前装金属裏装	白金加金	1歯	69,390円
			金合金	1歯	68,600円
チタン			1歯	65,560円	
陶歯前装金属裏装		白金加金	1歯	72,010円	
		金合金	1歯	71,230円	
		チタン	1歯	67,950円	
全部レジン冠		白金加金	1歯	69,700円	
		金合金	1歯	68,920円	
		チタン	1歯	65,680円	
全部陶歯冠	白金加金	1歯	71,800円		
	金合金	1歯	71,010円		
	チタン	1歯	67,430円		
全部被覆冠	ジャケット冠	陶材	1歯	76,060円	
橋体料	前歯部	レジン前装金属裏装	白金加金	1歯	63,050円
			金合金	1歯	62,270円
			チタン	1歯	58,850円
		陶歯前装金属裏装	白金加金	1歯	71,800円
			金合金	1歯	71,010円
			陶材焼付け用合金	1歯	72,850円
			チタン	1歯	67,740円
			陶材焼付け用チタン	1歯	67,860円
		臼歯部	金属	白金加金	1歯
	金合金			1歯	57,690円

			チタン	1 歯	59,590円				チタン	1 歯	54,180円
		陶歯・陶材	白金加金	1 歯	78,810円			陶歯・陶材	白金加金	1 歯	71,650円
			金合金	1 歯	77,950円				金合金	1 歯	70,870円
			陶材焼付け用合金	1 歯	83,580円				陶材焼付け用合金	1 歯	75,990円
			チタン	1 歯	73,980円				チタン	1 歯	67,260円
			陶材焼付け用チタン	1 歯	77,350円				陶材焼付け用チタン	1 歯	70,320円
有床義歯料	金属床義歯（パー及び維持装置を含む。）	12歯～14歯欠損床	白金加金	1 床	336,970円	有床義歯料	金属床義歯（パー及び維持装置を含む。）	12歯～14歯欠損床	白金加金	1 床	306,340円
			金合金	1 床	322,390円				金合金	1 床	293,090円
			特殊合金	1 床	209,590円				特殊合金	1 床	190,540円
			チタン合金	1 床	301,130円				チタン合金	1 床	273,760円
		9歯～11歯欠損床	白金加金	1 床	287,400円	9歯～11歯欠損床		白金加金	1 床	261,280円	
			金合金	1 床	272,180円			金合金	1 床	247,440円	
			特殊合金	1 床	198,220円			特殊合金	1 床	180,200円	
			チタン合金	1 床	250,910円			チタン合金	1 床	228,100円	
		5歯～8歯欠損床	白金加金	1 床	239,320円	5歯～8歯欠損床		白金加金	1 床	217,570円	
			金合金	1 床	224,100円			金合金	1 床	203,730円	
			特殊合金	1 床	187,090円			特殊合金	1 床	170,090円	
			チタン合金	1 床	216,050円			チタン合金	1 床	196,410円	
	1歯～4歯欠損床	白金加金	1 床	190,520円	1歯～4歯欠損床	白金加金	1 床	173,200円			
		金合金	1 床	175,610円		金合金	1 床	159,650円			
		特殊合金	1 床	168,890円		特殊合金	1 床	153,540円			
		チタン合金	1 床	167,090円		チタン合金	1 床	151,900円			
	特殊義歯料（パー及び維持装置を含む。）	全部床		1 顎	187,860円	特殊義歯料（パー及び維持装置を含む。）	全部床		1 顎	170,790円	
		9歯～14歯欠損床		1 床	151,420円		9歯～14歯欠損床		1 床	137,660円	
		1歯～8歯欠損床		1 床	133,430円		1歯～8歯欠損床		1 床	121,300円	

軟質裏 装材に よるリ ベース 料		1床	33,670円	
軟質裏 装材 (レジ ン床) 料	全部床	1顎	200,440円	
	9歯～14歯欠損床	1床	160,800円	
	1歯～8歯欠損床	1床	126,210円	
鑄造パ ー料	白金加金	1個	31,390円	
	金合金	1個	29,670円	
鈎料	鑄造鈎	白金加金	1個	25,760円
		金合金	1個	25,250円
		特殊合金	1個	23,030円
	屈曲鈎	白金加金	1個	19,540円
フック ・スパー、ス ティ ー・レスト ・レス ト料	鑄造フック・ス パー、ス ティ ー・レスト	白金加金	1個	16,910円
		金合金	1個	16,480円
		特殊合金	1個	14,610円
	屈曲フック・ス パー、ス ティ ー・レスト	白金加金	1個	11,720円
白歯金 属歯料	白金加金	1歯	20,880円	
	金合金	1歯	20,460円	
	金パラ銀合金	1歯	19,150円	
テレス コーブ クラウ ン料	白金加金	1歯	95,270円	
	金パラ銀合金	1歯	89,470円	
ミーリ ング装 置料	支台歯	1歯	91,660円	
	支台歯バー・ダミー	1歯	87,190円	
特殊義 歯修理 料		1床	21,240円	
マウス ガード 料		1個	5,230円	
オール セラミ ック冠 料	ジルコニア	1歯	104,760円	
	e-max	1歯	83,800円	
歯科 口腔 外科 に係 る料 金	矯正用 アンカ ーイン プラン ト埋込 術料	1本	27,500円	

軟質裏 装材に よるリ ベース 料		1床	30,610円	
軟質裏 装材 (レジ ン床) 料	全部床	1顎	182,220円	
	9歯～14歯欠損床	1床	146,190円	
	1歯～8歯欠損床	1床	114,740円	
鑄造パ ー料	白金加金	1個	28,540円	
	金合金	1個	26,980円	
鈎料	鑄造鈎	白金加金	1個	23,420円
		金合金	1個	22,960円
		特殊合金	1個	20,940円
	屈曲鈎	白金加金	1個	17,770円
フック ・スパー、ス ティ ー・レスト ・レス ト料	鑄造フック・ス パー、ス ティ ー・レスト	白金加金	1個	15,380円
		金合金	1個	14,990円
		特殊合金	1個	13,290円
	屈曲フック・ス パー、ス ティ ー・レスト	白金加金	1個	10,660円
白歯金 属歯料	白金加金	1歯	18,990円	
	金合金	1歯	18,600円	
	金パラ銀合金	1歯	17,410円	
テレス コーブ クラウ ン料	白金加金	1歯	86,610円	
	金パラ銀合金	1歯	81,340円	
ミーリ ング装 置料	支台歯	1歯	83,330円	
	支台歯バー・ダミー	1歯	79,270円	
特殊義 歯修理 料		1床	19,310円	
マウス ガード 料		1個	4,760円	
オール セラミ ック冠 料	ジルコニア	1歯	95,240円	
	e-max	1歯	76,190円	
歯科 口腔 外科 に係 る料 金	矯正用 アンカ ーイン プラン ト埋込 術料	1本	25,000円	

矯正用 アンカ ーイン プラン ト除去 術料		1本	5,090円
---------------------------------------	--	----	--------

矯正用 アンカ ーイン プラン ト除去 術料		1本	4,630円
---------------------------------------	--	----	--------

注 別表第1注1の規定は、この表の規定を適用する場合につ  
いて準用する。

別表第3（第2条関係）

名称	病院名	区分	1日1病床の金額	
			助産に係る 資産の譲渡 等に該当す るものに係 るもの	左記以外の もの
室料差 額	愛媛県立 中央病院	特別室	23,150円	25,460円
		個室	9,260円	10,180円
	愛媛県立 今治病院	特別室(A)	12,280円	13,500円
		特別室(B)	8,280円	9,100円
		個室(A)	7,280円	8,000円
		個室(B1)	6,280円	6,900円
		個室(B2)	3,780円	4,150円
		2人室(A)	2,280円	2,500円
		2人室(B)	1,780円	1,950円
	愛媛県立 南宇和病 院	特別室	7,780円	8,550円
		個室(A)	5,280円	5,800円
		個室(B)	3,780円	4,150円
		2人室	1,780円	1,950円
	愛媛県立 新居浜病 院	個室(A)	7,000円	7,700円
		個室(B)	6,500円	7,150円

別表第3（第2条関係）

名称	病院名	区分	1日1病床の金額
室料差 額	愛媛県立 中央病院	特別室	23,150円
		個室	9,260円
	愛媛県立 今治病院	特別室(A)	12,280円
		特別室(B)	8,280円
		個室(A)	7,280円
		個室(B1)	6,280円
		個室(B2)	3,780円
		2人室(A)	2,280円
		2人室(B)	1,780円
	愛媛県立 南宇和病 院	特別室	7,780円
		個室(A)	5,280円
		個室(B)	3,780円
		2人室	1,780円
	愛媛県立 新居浜病 院	特別室	7,780円
		個室(A1)	5,280円
		個室(A2)	4,780円
		個室(B1)	3,280円
		個室(B2)	2,280円

注 別表第1注1の規定は、この表の規定を適用する場合につ  
いて準用する。

附 則

- この管理規程は、令和3年8月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第3の規定は、この管理規程の施行の日以後の病床の使用に係る室料差額について適用し、同日前の病床の使用に係る室料差額については、なお従前の例による。

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年7月30日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

1 入札に付する事項

- 件名

HCU生体情報モニタリングシステムの購入

- 購入物品名及び数量

HCU生体情報モニタリングシステム 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- 納入期限

令和4年3月14日(月)

(5) 納入場所

愛媛県今治市石井町四丁目5の5

愛媛県立今治病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限

令和3年9月10日(金)午前9時から同月14日(火)午後1時29分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和3年9月14日(火)午後1時30分

愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程

第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和3年8月30日(月)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: HCU biological information monitoring system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m. , 14 September 2021
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年7月30日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

1 入札に付する事項

- (1) 件名

人工心肺装置の購入

- (2) 購入物品名及び数量

人工心肺装置 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- (4) 納入期限  
令和3年12月13日(月)
- (5) 納入場所  
愛媛県松山市春日町83番地  
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法  
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。  
イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
  - (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
  - (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 1000 内線4623  
又は(089)912 2794
  - (2) 入札書の受領期限  
令和3年9月10日(金)午前9時から同月14日(火)午後1時29分まで
  - (3) 入札説明書の交付方法  
愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
  - (4) 開札の日時及び場所  
令和3年9月14日(火)午後1時33分  
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室
- 4 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

- 愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和3年8月30日(月)午後5時00分までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
  - (7) その他  
ア 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。  
イ 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Heart lung machine , 1 set
  - (2) Time limit of tender: 1:29 p.m. , 14 September 2021
  - (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

正 誤

○正 誤

令和3年7月16日付け第224号愛媛県告示第933号(指定自立支援医療機関の指定)中

ページ	箇所	誤	正
978	表 名称欄中	宮原病院	宮原医院